

産業廃棄物処理施設建設反対に関する意見書

近年、観光立県・癒しの本県・本市においても自然環境・自然保護保全の重要性が問われている最中、うるま市石川美原区地先に株式会社倉敷環境が日処理200トン灰溶解焼却炉施設の建設を予定していることがマスコミや環境アセス縦覧で初めて明らかになった。

同施設建設は、地域住環境への悪影響は勿論のこと環金武湾構想を推進している行政にとっても計画の推進に支障をきたすものである。しかも同施設は県内初のアスベスト処理可能な溶融施設と目されていることが新聞で報じられている。

また、近くの米軍施設（天願棧橋）には、嘉手納飛行場への燃料補給のための航空機燃料の貯蔵タンク等があり、大きな災害を引き起こすことも想定される。

予定地域は空気が澄み、海が眺望でき、乗馬クラブ、保育所、身体障害施設、病院等の文化的施設に隣接し、海は美しい砂浜と海岸線を有し、若者達がマリンスポーツで集うとともに、海草・魚介類の採取、海水浴等の季節ごとの行事を楽しむ市民の憩いの場である。また、近く広大な農振地域が見直され、県から住宅地への変更が許可される予定であり、今後、地域活性化の拠点となる素晴らしい住環境の整った地域になるところである。

現在、同地域に隣接する丸兼商会の処分場は違反行為により県から操業停止を受けているものの、後処理問題はいまだ未解決のまま放置され、これまでも地域住民は悪臭、煤塵で毎日被害を強いられている。こうした中、新たな処理施設の建設は断じて許すことは出来ない。

よって、本市議会は、市民の生命・財産を守り、自然環境を保全保護する立場から、株式会社倉敷環境の産業廃棄物処理施設建設に対し、断固反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月7日

沖縄県うるま市議会

あて先

沖縄県知事

沖縄県議会議長

うるま市長